

# 広島県業務費内訳書取扱要領

平成 26 年 6 月 1 日 制 定  
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 28 年 6 月 1 日 一部改正  
平成 30 年 6 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 6 月 1 日 一部改正

## 1 趣旨

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札において、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に業務費内訳書の提出を求めるとし、必要な事項を定める。

## 2 定義

- (1) この要領において「業務」とは、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第 2 条に規定するものをいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 21 年 9 月 1 日施行、以下「低入要綱」という。）第 2 条の調査基準価格をいう。
- (3) この要領において「重点調査」とは、低入要綱第 7 条第 3 項の重点調査をいう。

## 3 対象業務

県が発注する全ての業務（随意契約方式を除く）

## 4 業務費内訳書の提出

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに業務費内訳書を提出させるものとする。
- (2) 広島県電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日制定）に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに業務費内訳書を添付させるものとする。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、求める全ての様式を書面により提出させるものとする。（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付させるものとする。
- (3) 書面によらない場合は、Microsoft Excel 2010、Microsoft Word 2010 又は Adobe Reader DC で閲覧・印刷可能なものとする。
- (4) 書面により入札に参加する場合、又は電子ファイルの容量等の問題により書面で提出する場合においては、次の事項を記入した封筒に封入して提出させるものとする。

- ア 提出者の商号又は名称
- イ 業務費内訳書が在中している旨
- ウ 当該入札等に係る業務等の名称及び開札日

(5) 上記により難しい場合は、別に定める。

## 5 入札参加者への周知

発注者は、業務費内訳書の提出等について、入札条件に記載すること等により周知するものとする。

## 6 業務費内訳書の様式及び記載内容

(1) 業務費内訳書の様式及び内容は次表のとおりとする。

なお、建築関係の場合は、「様式1～3」を「様式建1～建3」に読み替えて適用するものとする。

様式	内容
様式1	業務費内訳書（表紙）
様式2	「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」
様式3	労務賃金調書

(2) 業務費内訳書への記入が必要な内容は次のとおりとする。

- ア 調査基準価格以上の価格で入札する場合  
様式1及び様式2（「再委託先及び見積額」に関する部分を除く）
- イ 調査基準価格を下回る価格で入札する場合  
様式1、様式2及び様式3

(3) 業務費内訳書の記入方法は次のとおりとする。

- ア 様式1 業務費内訳書（表紙）
  - (ア) 入札者の住所、商号又は名称、業務名、業務場所を記入し、押印すること。  
ただし、電子入札システムにより提出する場合は、押印を不要とする。
  - (イ) 調査基準価格未満で入札する場合は、1から4（建築関係の場合は、1から3）について回答を記入すること。
  - (ウ) 重点調査の対象となる場合は、5（建築関係の場合は、4）に回答を記入すること。
- イ 様式2 「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」
  - (業務費の内訳)
    - (ア) 業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、登録番号（入札参加資格）、本店所在地（都道府県）及び所要履行期間（日数）を記入すること。
    - (イ) 業務費内訳表に記載されている、費目・工種・施工名称など、単位及び数量（建築関係の場合は、業務費内訳表に記載されている名称（費目・細目）、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、業務費内訳表に記載されている費目などのうちレベル3まで記入し、レベル4は記入不要とする。
    - (ウ) 業務価格は、入札価格と同額であること。

なお、業務価格が複数設定されている業務委託費内訳表においては、業務価格の合計と入札金額が同額であること。

(エ) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

(再委託先及び見積額)

(オ) 全ての再委託予定者の商号又は名称、登録番号（入札参加資格）、本店所在地（都道府県）及び所要履行期間（日数）を記入すること。

(カ) 業務費の内訳に記入された全ての項目について、入札者及び全ての再委託予定者の内訳を記入すること。

なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合において、第三者照査に要する費用を当該業務で費用負担する場合は、第三者照査者を再委託予定者として記入すること。

(キ) 再委託予定者から見積を徴取する際は、再委託予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とすること。

(ク) 再委託予定者から見積を聴取した際は、提出された見積書の内容を反映して記入すること。

また、全ての再委託予定者の見積書（押印あり）の写しを添付すること。

ウ 様式3 労務賃金調書

(ア) 入札者及び全ての再委託予定者について記入すること。

(イ) 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

## 7 業務費内訳書の審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した業務費内訳書により行うものとし、追加資料の提出は認めない。ただし、発注者は必要と認めた場合には、入札者に説明を求めることができる。

(1) 次に該当する者は、失格とし、落札者とししないものとする。

ア 全般

(ア) 6で求める様式が開札時に提出されていない場合

(イ) 4で規定する提出方法によらない場合

イ 様式1

(ア) 入札者の住所・商号又は名称が適切に記入されていない場合、及び入札者の押印がない場合

ただし、電子入札システムにより提出する場合は、押印を不要とする。

(イ) 当該業務の業務名・業務場所が適切に記入されていない場合

ウ 様式2

(業務費の内訳)

(ア) 当該業務の業務名、業務場所が適切に記入されていない場合

(イ) 入札者の商号又は名称、登録番号、本店所在地（都道府県）、所要履行期間（日数）が記入されていない場合

(ウ) 業務委託費内訳表に記載されている「費目・工種・施工名称など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。ただし、調査基準価格以上で入札している場合は、業務委託費内訳表に記載されている費目などのうちレベル3までの単位及び数量とする。

なお、建築関係の場合は、業務費内訳表に記載されている「名称（費目・細目）」、「単位」及び「数量」とする。

(エ) 業務価格（業務価格が複数設定されている業務費内訳表においては、業務価格の合計金額）と入札金額が異なる場合

（再委託先及び見積額）

(オ) 6で記入を求めている場合において、再委託を予定しているが、全ての再委託予定者の商号又は名称、登録番号（入札参加資格）、本店所在地（都道府県）及び所要履行期間（日数）が記入されていない場合

(カ) 6で記入を求める場合において、再委託を予定しているが、全ての再委託予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、再委託予定者の押印がない場合、又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合

(キ) 6で記入を求めている場合において、再委託を予定しているが、再委託予定者からの見積書に記入された業務価格と「再委託先及び見積額」に記入した業務価格が一致しない場合

#### エ 様式3

(ア) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての再委託予定者（再委託の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合

(イ) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての再委託予定者（再委託の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

(2) なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合は、低入札価格調査において上記(1)に加え、次の事項を確認する。

ア 様式1の該当項目に回答があること及びその回答により、低入要綱第10条に定める低価格入札者と契約する場合の措置等の履行を予定していることが確認できること

イ 再委託予定者の見積書に基づき適正に計上されていること

ウ 設計図書（仕様書等）に計上している設計数量（参考数量）を満足する数量に基づく見積りであること

エ 適正な見積（積算）に基づき業務価格が算出されていること

#### 8 提出された業務費内訳書の取扱い

(1) 提出された業務費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。

(2) 提出された業務費内訳書は、返却せず他の入札関係書類と併せて保管する。

(3) 提出された業務費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(4) 提出された業務費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に

基づく開示の対象となる。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 2 平成27年4月1日改正については、平成27年4月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 3 平成28年6月1日改正については、平成28年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 4 平成30年6月1日改正については、平成30年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。
- 5 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日以降に公告又は指名する業務から適用する。

## 業務費内訳書

入札者 住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
業務名 \_\_\_\_\_  
業務場所 \_\_\_\_\_

○再委託先及び見積額の記入を要する場合は、全ての再委託予定者からの見積書の写しを添付してください。

○低価格入札調査制度対象業務において、調査基準価格未満で入札される場合は、次のすべての項目に回答のうえ、必要な書類を添付してください。

番号	内容	回答
1	管理技術者が専任となることの可否	可／否
2	当該競争入札の開札時に、引渡しを終わっていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注業務(平成26年5月31日以前に指名した業務を除く)の有無	有／無
3	当該競争入札の開札時に、引渡しを終わっていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注業務(平成26年5月31日以前に指名した業務を除く)がある場合には重点調査の対象となることの可否	可／否
4	第三者による照査を実施することの可否 【添付資料: 第三者照査概要書】	可／否

○低価格入札調査制度対象業務において、重点調査の対象となる場合は、次のすべての項目に回答のうえ、必要な書類を添付してください。

番号	内容	回答
5	重点調査に関する資料の提出の可否 【添付資料: 重点調査に関する資料】	可／否







「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」

業務費の内訳

業務名	〇〇調査設計業務
業務場所	〇〇市〇〇

商号又は名称	入札者 A設計㈱
登録番号(入札参加資格)	8000000A
本店所在地(都道府県)	広島県
所要履行期間(日数)	150

再委託先及び見積額

入札者	再委託先-1	再委託先-2	再委託先-3
	B調査㈱		
	8000000B		
	広島県		
	100		

費目・工種・施工名称など	単位	数量	金額(円)
測量業務委託費			
応用測量	式	1	110,000
路線測量	式	1	110,000
路線測量	式	1	110,000
作業計画	業務	1	60,000
全体計画	業務	1	60,000
現地踏査	km	1.6	50,000
現地踏査	km	1.6	50,000
打合せ	式	1	70,000
打合せ	式	1	70,000
打合せ協議	式	1	70,000
打合せ	式	1	70,000
打合せ協議	式	1	70,000
**直接作業費**			180,000
**旅費交通費**			5,000
旅費・交通費		1	5,000
旅費・交通費		1	5,000
旅費・交通費		1	5,000
通勤費		1	5,000
**間接作業費**			5,000
**直接測量費**			185,000
**諸経費**			120,000
**その他測量費**			110,000
その他測量費	式	1	110,000
その他測量費	式	1	110,000
その他測量費	式	1	110,000
立会謝金(半日)	人	20	110,000
**測量業務価格**			415,000
**消費税相当額**			33,200
**測量業務費**			448,200
設計業務委託費			
道路設計	式	1	1,700,000
道路設計	式	1	1,700,000
道路詳細設計	式	1	1,700,000
道路詳細設計(A)	km	1.6	1,700,000
**直接人件費**			1,700,000
**電子成果品作成費**			120,000
*電子計算機使用料及器具損料*			200,000
電子計算機使用料	式	1	200,000
電子計算機使用料	式	1	200,000
電子計算機使用料	式	1	200,000
電子計算機使用料	式	1	200,000
**直接経費**			320,000
**直接原価**			2,020,000
**その他原価**			915,450
**業務原価**			2,935,450
**一般管理費**			1,257,550
**業務価格**			4,193,000
**消費税相当額**			335,440
**業務委託料**			4,528,440
**業務費計**			4,976,640

調査基準価格未満で入札する場合は、委託費内訳表に記載されている項目を漏れなく記載してください。(記入漏れがある場合は失格とする場合があります。)

調査基準価格以上で入札する場合は、レベル3までの委託費内訳表に記載されている項目を漏れなく記載してください。

調査基準価格未満で入札する場合は、全ての再委託予定者を記入し、それぞれ

入札価格に消費税相当額を加えたものが同額であること

①業務費の内訳

労務賃金調書

記入例

会社名	入札者		再委託先-1		再委託先-2		再委託先-3	
	A設計㈱		B調査㈱					
職種	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1)【設計業務】								
2)主任技術者								
3)理事, 技師長								
4)主任技師	30,000	45,000						
A)	24,000	40,000						
B)	20,000	32,000						
C)	18,000	25,000						
8)技術員	17,000	21,000						
9)								
10)								
11)【測量業務】								
12)測量上級主任技師								
13)測量主任技師								
14)測量技師	20,000	26,000						
15)測量技師補	18,000	24,000	17,000	24,000				
16)測量助手	16,000	20,000	16,000	19,000				
17)								
18)								
19)【航空関係】								
20)操縦士								
21)整備士								
22)撮影士								
23)撮影助手								
24)								
25)								
26)【地質業務】								
27)地質調査技師								
28)主任地質調査員								
29)地質調査員								
30)								
31)								
32)								
33)								
34)								
35)								
36)								
37)								
38)								
39)								
40)								
41)								
42)								
43)								
44)								
45)								
46)								
47)								
48)								
49)								
50)								
51)								
52)								
53)								
54)								

調査基準価格未満で入札する場合は、全ての再委託予定者について記入してください。

入札者及び全ての再委託予定者について記入してください。職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入してください。

調査基準価格未満で入札する場合は、再委託予定者から見積を徴取する際、再委託予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、提出された見積書の内容を反映して記載してください。

③労務賃金

②再委託先及び見積金額

## 業務費内訳書

入札者 住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
業務名 \_\_\_\_\_  
業務場所 \_\_\_\_\_

○再委託先及び見積額の記入を要する場合は、全ての再委託予定者からの見積書の写しを添付してください。

○低価格入札調査制度対象業務において、調査基準価格未満で入札される場合は、次のすべての項目に回答のうえ、必要な書類を添付してください。

番号	内容	回答
1	管理技術者が専任となることの可否	可／否
2	当該競争入札の開札時に、引渡しを終わっていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注業務(平成26年5月31日以前に指名した業務を除く)の有無	有／無
3	当該競争入札の開札時に、引渡しを終わっていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注業務(平成26年5月31日以前に指名した業務を除く)がある場合には重点調査の対象となることの可否 ※ 2で「無」の場合は記入不要	可／否

○低価格入札調査制度対象業務において、重点調査の対象となる場合は、次のすべての項目に回答のうえ、必要な書類を添付してください。

番号	内容	回答
4	重点調査に関する資料の提出の可否 【添付資料:重点調査に関する資料】	可／否





「業務費の内訳」及び「再委託先及び見積額」

労務賃金調書

記入例

業務費の内訳

再委託先及び見積額

業務名	〇〇実施設計委託
業務場所	〇〇市〇〇

入札者	商号又は名称
	A設計㈱
	登録番号(入札参加資格)
	8000000A
	本店所在地(都道府県)
	広島県
	所要履行期間(日数)
	150

入札者	再委託先-1	再委託先-2	再委託先-3
	B調査㈱		
	8000000B		
	広島県		
	100		

費目・特別経費の内訳	単位	数量	金額(円)
【〇〇実施設計業務】			
直接人件費	式	1	3,000,000
諸経費	式	1	3,000,000
技術料等経費	式	1	1,200,000
特別経費計	式	1	343,000
RIBC使用料	式	1	10,000
計画通知申請手数料	式	1	65,000
構造計算適合性判定手数料	式	1	200,000
工事中情報共有システム利用料	式	1	68,000
**業務価格**			7,543,000
【〇〇地質調査業務】			
直接調査費	式	1	450,000
間接調査費	式	1	350,000
諸経費	式	1	380,000
解析等調査業務費	式	1	300,000
**業務価格**			1,480,000
**業務価格計**			9,023,000
**消費税相当額**			721,840
**業務費計**			9,744,840

必要な特別経費の内訳を全て記入してください。

入札価格と同額であること

A設計㈱	B調査㈱		
2,500,000	500,000		
2,500,000	500,000		
1,200,000	0		
343,000	0		
10,000	0		
65,000	0		
200,000	0		
68,000	0		
6,543,000	1,000,000		
50,000	400,000		
300,000	50,000		
180,000	200,000		
100,000	200,000		
630,000	850,000		
7,173,000	1,850,000		
573,840	148,000		
7,173,000	1,850,000		

調査基準価格未満で入札する場合は、全ての再委託予定者を記入し、それぞれの見積書を添付してください。

調査基準価格未満で入札する場合は、全ての再委託予定者について記入してください。

会社名	入札者		再委託先-1		再委託先-2		再委託先-3	
	A設計㈱		B調査㈱					
職種	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1)【設計業務】								
2)主任技術者								
3)調査技師長								
4)主任技師								
5)主任技師(補)								
6)主任技師(兼)								
7)技師(C)	18,000	25,000	17,000	24,000				
8)技術員	17,000	21,000						
9)								
10)								
11)【測量業務】								
12)測量上級主任技師	30,000	45,000						
13)測量主任技師	24,000	40,000						
14)測量技師	20,000	32,000						
15)測量技師補								
16)測量助手								
17)								
18)								
19)【航空関係】								
20)操縦士								
21)整備士								
22)撮影士								
23)撮影助手								
24)								
25)								
26)【地質業務】								
27)地質調査技師								
28)主任地質調査員			25,000	28,000				
29)地質調査員			20,000	22,000				
30)								
31)								
32)								
33)								
34)								
35)								
36)								
37)								
38)								
39)								
40)								
41)								
42)								
43)								
44)								
45)								
46)								
47)								
48)								
49)								
50)								
51)								
52)								
53)								
54)								

入札者及び全ての再委託予定者について記入してください。職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入してください。

①業務費の内訳

②再委託先及び見積金額

③労務賃金